

○南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱

令和4年3月25日  
告示第61号

(趣旨)

第1条 この告示は、保育士等の安定的な確保を図ることを目的とし、保育所等に就職する者を対象に予算の範囲内で南九州市保育士等就職支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 市内に設置された児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(2) 保育士等 保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、看護師、准看護師、栄養士又は管理栄養士のいずれかの資格を有している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、令和10年3月31日までに保育所等に就職する者のうち次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 保育所等での勤務経験がない者又は平成29年3月31日以前に保育所等を離職した者

(2) 就職した時点で保育士等の資格を有している者

(3) 期間の定めのない雇用契約を結んでいる者

(4) 1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務する者又は保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 保育所等に保育士等として就職した場合 20万円

(2) 前号に該当する者が就職して1年経過し引き続き勤務する場合 5万円

(3) 第1号に該当する者が就職して2年経過し引き続き勤務する場合 5万円

(4) 第1号に該当する者が就職して3年経過し引き続き勤務する場合 5  
万円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、就職した日から3月以内に、保育士等就職支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育士等の資格を証明する書類の写し

(2) 雇用証明書(第2号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)を行い、保育士等就職支援事業補助金交付決定兼確定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(翌年度以降の交付申請等)

第7条 補助対象者が、第4条第2号から第4号までの補助金の交付を受けようとするときは、それぞれ経過した日から起算して3月以内に保育士等就職支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付決定等の手続は、前条の規定を準用する。

(交付の請求)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、保育士等就職支援事業補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 第4条第1号に規定する補助金の交付を受けた者が、就職後1年を経過する前に離職したときは、日割りにより計算した額を返還しなければならない。この場合、1円未満は切り捨てるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月20日告示第131号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和7年4月1日告示第68号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱及び南九州市子育て人材バンク設置運営要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱及び南九州市子育て人材バンク設置運営要綱の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間所要事項を調整して使用することができる。

第1号様式（第5条，第7条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

保育士等就職支援事業補助金交付申請書

年度の南九州市保育士等就職支援事業補助金の交付を受けたいので、南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱第5条又は第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 保育士等の資格を証明する書類の写し
- (2) 雇用証明書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条，第7条関係）

雇用証明書

年 月 日

事業者名
雇用主名（代表者）
施設名称
施設所在地
連絡先

次のとおり雇用していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤 務 先	
雇 用 開 始 日	年 月 日
職 種	保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・栄養士・管理栄養士
就 労 形 態	週 時間勤務（1日 時間・週 日）
	月 日勤務

第3号様式（第6条，第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

南九州市長

保育士等就職支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の南九州市保育士等就職支援事業補助金については，南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱第6条又は第7条第2項の規定により，下記のとおり交付決定し，確定したので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 金 円

2 就職した日 年 月 日

3 経過日

(1) 1年経過（予定）日 年 月 日

(2) 2年経過（予定）日 年 月 日

(3) 3年経過（予定）日 年 月 日

4 交付条件

南九州市補助金等交付規則及び南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所  
氏名

保育士等就職支援事業補助金交付請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象事業名	南九州市保育士等就職支援事業			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店名	
	種別	1普通 2当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

※ 口座名義人は、請求者と同一とし、通帳の写しを本書に添付してください。

第 1 号様式 (第 5 条, 第 7 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条, 第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 6 条, 第 7 条関係)

第 4 号様式 (第 8 条関係)